

聖籠町難病患者等の医療費助成に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成29年3月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第11号

聖籠町難病患者等の医療費助成に関する規則の一部を改正する  
規則

聖籠町難病患者等の医療費助成に関する規則（平成12年聖籠町規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「負担した額」の次に「に2分の1を乗じた額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項の規定は、平成29年4月1日以後の診療分について適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。